

南山大学研究不正調査委員会規程

(総 則)

第1条 南山大学公的研究費執行管理規程第13条ならびに南山大学研究活動の不正行為に関する規程第9条に基づき、研究不正調査委員会規程を制定する。

(研究不正調査委員会)

第2条 南山大学研究不正調査委員会（以下「委員会」という。）は、不正に関する通報を受けた場合または不正が既に発生したと推定される場合、最高管理責任者の指示のもと、統括管理責任者を中心として組織され、問題の解決にあたるものとし、不正調査報告書（以下「報告書」という。）を作成の上、最高管理責任者に提出する。

② 委員会の委員は、通報者および調査対象者と直接の利害関係を有しない者で、次の各号に基づき、学外委員を半数以上として構成するものとし、最高管理責任者が委嘱する。

- 1 副学長（研究推進担当・教育支援担当）
- 2 学部長または学部選出評議員のうちから、最高管理責任者が指名する者若干名
- 3 大学本部長
- 4 最高管理責任者が推薦する者（弁護士等外部有識者を含む）若干名

③ 委員長は、副学長（研究推進担当・教育支援担当）とする。

④ コンプライアンス室長は、オブザーバーとして出席するものとする。

⑤ 委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ議事を開くことができない。

⑥ 委員会は、不正に関与したとされる対象者に対して委員会への出席を求め、証言または意見を求めることができる。

⑦ 報告書は出席委員の全員一致を原則とする。意見の一致を見ない場合には、全委員の3分の2以上の賛成をもって報告書原案を決定したうえで、少数意見を併記して最高管理責任者に提出する。

(調査手続)

第3条 調査手続については、別に定める。

(調査結果の届出および開示)

第4条 最高管理責任者は、委員会による調査の結果、不正の事実が明らかとなった場合、文部科学省等関係諸機関に届け出るとともに、速やかに調査結果を公式 Web ページ上で公表しなければならない。

(事務局)

第5条 この委員会の事務局は、学長室が担当する。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、大学評議会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2007年11月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。